



定住促進空き家利活用補助金

定住人口の増加及び地域活性化に結びつく市内の空き家の活用を促進するため、「砺波市空き家情報バンク」に登録されている家屋を利活用する方に対して、改修等経費及び家賃の一部を助成します。

	助成・補助金額等	対象者・条件
空き家を購入する方	改修等経費の 1/2 限度額 50 万円 (三世代同居の場合) 改修等経費の 3/4 限度額 200 万円 (三世代近居の場合) 改修等経費の 3/4 限度額 100 万円	空き家情報バンクを利用して購入した住宅を改修する者で、次の要件を満たすもの ①原則、市内業者による主要建造物の改修等 ②当該住宅に住民登録し、10年以上居住する意思がある ③ <u>三世代同居の場合</u> は、三世代全員が当該住宅に住民登録し、 <u>三世代近居の場合</u> は、近居に住民登録すること ※近居：同一の自治振興会の区域内（庄東小学校及び庄川小学校の通学区域にあつては、それぞれの通学区域内）若しくは市内で直線距離500メートルの範囲内に居住していること ④申請者及び対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない ⑤市税等の滞納がない
空き家を賃借する方	家賃月額 1/2 限度額 1 万円 期間は 2 年間	空き家情報バンクを利用して住宅を賃貸する者で、次の要件を満たすもの ①宅建業者の仲介により、当該住宅に住民登録し、5年以上居住する意思がある ②申請者及び対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない ③市税等の滞納がない
空き家を提供する方	改修等経費の 1/2 限度額 20 万円	空き家情報バンクを利用して賃貸するために住宅を改修する所有者等で、次の要件を満たすもの ①原則、市内業者による主要建造物の改修等 ②宅建業者の仲介により、当該住宅を5年以上賃貸する意思がある ③申請者及び対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない ④市税等の滞納がない



<問い合わせ先>

砺波市企画調整課 砺波暮らし推進班
電話 33-1172